



医政経発第 0530001 号
健感発第 0530001 号
薬食血発第 0530002 号
平成 19 年 5 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

麻しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンの定期予防接種の実施の確保等について

麻しんの流行については、平成 19 年 5 月 11 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「麻しんの流行について（注意喚起）」及び平成 19 年 5 月 18 日付け医政経発第 0518001 号、健感発第 0518001 号、薬食血発第 0518001 号厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長、医薬食品局血液対策課長通知「麻しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンの供給について」（以下「通知」という。）により、注意喚起並びに本流行に対する麻しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンの予防接種及び在庫状況等について通知しているところであるが、現在も麻しんが流行している状況において、麻しんに対する定期予防接種の円滑な実施を確保すること、特に定期予防接種の第 1 期における麻しん未罹患者に対する麻しんワクチン接種の実施を確保することは保健衛生上極めて重要であるので、下記について、御了知のうえ、貴管下関係者に対して周知いただくとともに、対応いただくようお願いする。

記

1. 麻しん及び風しんに対する定期の予防接種機会の確保について

麻しん及び風しんについては、乳幼児期の感染リスクが高く、早期に予防接種を行う必要があることから、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の2の規定において、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し、定期の予防接種の第1期の対象者として規定しているものである。

このため、貴管下市区町村における麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）及び麻しん単抗原ワクチンの必要量について、過去の接種者数等の実績及び今後のワクチン供給予定量を念頭に置きつつ、今後数ヶ月間における必要量を算出し、各月における適正量の確保に努め、勧奨接種の適切な推進と確実な接種実施体制の確保が実現されるよう適切な対応を図り、定期予防接種の機会、とりわけ乳幼児にとって麻しんは重大な感染症である観点から、特に第1期の機会が逸失されることのないようお願いする。

2. 麻しん風しん混合ワクチン（MR混合ワクチン）の供給等について

MR混合ワクチンについては、5月18日以降、約12万本が追加供給されたところであるが、5月末から6月にかけては約50万本程度の供給が見込まれるところである。MR混合ワクチンの新たな供給に際しては、都道府県、市区町村、医師会、医療機関、製造販売業者等及び卸売販売業者において定期予防接種のためのワクチン、特に第1期についての優先的な確保をお願いする。

3. 麻しんワクチン（単抗原ワクチン）の供給等について

単抗原ワクチンについては、風しんに罹患したことのある者に対する定期予防接種に必要であるが、それらの者に対する定期予防接種の機会の確保を図るために、それらの者のための一定量の保管を製造販売業者等に要請したところである。これらの在庫については、定期予防接種の実施主体である市区町村と都道府県等が連携し、在庫の融通等を図ったうえで、定期予防接種の実施が困難な場合には、都道府県から厚生労働省医薬食品局血液対策課への要請に基づき、速やかに配送するよう製造販売業者等に依頼することとしている。

4. ワクチンの融通等について

定期予防接種の実施確保と麻しんの感染拡大防止対策上必要性の高い者に接種が行えるよう、麻しんワクチン及びMR混合ワクチンの適正量の購入、最新の情報共有、在庫の融通及び関係者の緊密な連絡については、通知に記載のとおりであるが、引き続き重ねて対応をお願いする。